

令和7年度第3回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和8年1月29日(木)
午後2時30分
場 所 井川町役場 第1会議室
(オンライン会議)

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 諮問事項の審議

・諮問第18号(裁決書作成に係る会議に関する公文書の不開示決定)について

5. その他

6. 閉 会

諮問第18号について

諮問の概要 (諮問第18号)	不服申立て事案についての諮問 (情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称)
実施機関	井川町固定資産評価審査委員会
決定年月日	令和7年5月9日 (公文書不開示決定)
決定の理由	当該裁決に係る会議は開催されていない為、不存在。
不服申立て年月日	令和7年6月27日
諮問年月日	令和7年9月29日
審査請求理由の概要	<p>ア. 裁決に係る意思決定の手續について 固定資産評価審査委員会は合議制の機関であることから、当該裁決書の作成にあたっては、会議を開き、同委員会委員全員の合議によって意思決定された上で作成されなければならないものである。</p> <p>イ. 本件処分の名称について 本件「不開示決定」については、井川町情報公開条例第6条各号に定義される「不開示情報」に該当し、且つ存在が前提となる筈の決定ではないため、「不存在決定 (申請拒否処分)」が適正である。</p>
弁明書の概要	<p>本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。</p> <p>ア. 不開示理由「裁決に係る会議の不開催」について 本件開示請求に係る裁決書は、固定資産評価審査委員会委員長の決裁により作成されたものである為、当該裁決に係る会議は開催されていない。審査請求人は、同委員会委員全員の合議によって意思決定された上で裁決が行われなければならない旨主張しているが、同委員会では、井川町情報公開条例に基づく審査請求に係る事務を、同委員会委員長に委任している。よって、審査請求の裁決書については、同委員会委員長の決裁により作成される為、当該裁決に係る会議は開催されていない。</p> <p>イ. 本件処分の取消しを求めることについて 弁明ア. に記載した通り、本件開示請求に係る裁決についての会議は開催されていない。審査請求人は、本件処分を取り消すように求めているが、仮に取り消したところで、当該裁決に係る会議が開催されていたことになるものではない。つまり、処分を取り消しても、「会議の不開催」という不開示理由が変わることはなく、処分の取消しを求める理由はない。</p> <p>ウ. 「不開示決定」を「不存在決定 (申請拒否処分)」に変更するべきとの主張について 本件処分の名称を「不存在決定 (申請拒否処分)」に変更したところで、処分の内容が変わるものではない。よって、当該主張によって不服申し立てをする利益はない。</p>
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	<p>「全部認容」を求める。</p> <p>本件開示請求は、自身に送付された当該「R07.04.07 付け井固評発第4号～ (棄却) 裁決書」に関する、裁決に係るプロセス (手続き) 及び内容 (会議録) について、知りたいが為に為したものであるが、当該会議不開催にも拘わらず、貴委員会事務局が、委員の意思決定を看過又は無視して裁決することは、(「同法第24条各項」に該当する場合を除き) あり得ず、驚きであり、呆れ果てる。</p> <p>また、貴委員会による当該決裁があったか否か、及び「当該審査請求に係る事務を委員長へ委任している」(当該委任規定は、関係例規にて確認できない) か否かは、各問題ではなく、「当該裁決に係る貴委員会の意思決定がなかった」ことが由々</p>

	<p>しき問題なのであり、つまり、本件請求対象文書は、必ず存在しなければならない文書である。</p> <p>以上から、本件処分庁（貴委員会）は、本件弁明書（副本）において「棄却裁決を求める」としているが、そもそも、行政不服審査法の目的が、「国民の権利利益の救済」と「行政の適正な運営の確保」（「同法第1条第1項」）であることを、また、「合議制機関の設置趣旨」を、看過又は無視する弁明を為していることは、正当性の欠片もないので、本件処分の取消しは当然である。</p> <p>また、本件「当該裁決に係る会議不開催」及び「同不開催による当該裁決書作成送付」の各違反（事実）を認めているにも拘らず、これらを没却させようとする「棄却裁決を求める」との弁明は、整合しない（矛盾する）。</p> <p>なお、本件請求対象文書不存在による「不開示決定」は、物理的に存在しないのであるから、「不存在決定」（又は「不存在による不開示決定」）が適正であり（物理的に存在するが、「不開示情報」に該当する「不開示決定」とは、全く意味が異なる…）、且つ「開示に係る事務（及び手数料）が発生しない」ものを謂うのであり、「情報公開条例第6条各号及び第14条」に、また、情報公開制度の趣旨（要約）である「国民の知る権利の保障」、「行政庁の説明責任の全う」、及び「情報の公開（開示）」にも、各規定又は定義されているので、処分庁による当該解釈及び運用は、全く以て失当である。</p> <p>また、対象文書不存在の場合、「不存在決定に変更したところで…利益はない」との弁明も、全く以て失当であり、審査請求人は、「認容裁決により処分が取り消され、自身の主張の正当性が認められることで、利益を得る」ことになるので、当該弁明は同法の趣旨そのものの解釈を全く誤認している旨、付け加える。</p>
--	---